

行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十九号

行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項及び第五項（これらの規定を法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第三十八条第一項の規定による書面又は書類の写し等の交付を受ける審査請求人又は参加人が納付しなければならない手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第二条 法第三十八条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項の規定により納付しなければならない手数料（次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第三十八条第一項の規定による書面又は書類の写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 複写機により用紙に単色刷りで複写したものの交付 一枚につき十円

イ 複写機により用紙に多色刷りで複写したものの交付 一枚につき五十円

二 法第三十八条第一項の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 用紙に単色刷りで出力したものの交付 一枚につき十円

イ 用紙に多色刷りで出力したものの交付 一枚につき五十円

(手数料の減免等)

第三条 審理員は、法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人は、法第三十八条第一項の規定による交付を求めるときに、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面に審理員が必要と認める書類を添付して審理員に提出しなければならない

らない。

3 審査庁が法第九条第一項第三号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、前二項の規定の適用については、これらの規定中「審理員」とあるのは、「審査庁」と読み替えるものとする。

(再審査請求への準用)

第四条 第二条及び前条(第三項を除く。)の規定は、再審査請求について準用する。

この場合において、第二条中「法第三十八条第六項」とあるのは「法第六十六条第一項において準用する法第三十八条第六項」と、同条第一号及び第二号中「法第三十八条第一項」とあるのは「法第六十六条第一項において準用する法第三十八条第一項」と、前条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審理員又は法第六十六条第一項において準用する法第九条第一項第三号に掲げる機関である再審査庁」と、「法第三十八条第一項」とあるのは「法第六十六条第一項において準用する法第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(法の規定を準用する他の法律の規定による手数料への準用)

第五条 第二条及び第三条(第三項を除く。)の規定は、他の法律において準用する法第三十八条第四項及び第五項の規定による手数料の額及び減免について条例で定めることとされる場合に準用する。

(その他)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。